

ハイライト:

- ・一定の登記申請では、「株主リスト」が必要です！
- ・建物附属設備・構築物に係る減価償却の改正をご説明します！
- ・65歳以上の方も雇用保険の対象になります！
- ・賞与支払届の提出を忘れずに！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
登記申請に係る留意点 ～「株主リスト」が添付書類となりました～	1
減価償却に関する改正 ～建物附属設備及び構築物の償却方法～	2
雇用保険の適用拡大について	2
賞与支払届の提出をお忘れなく	2

関東地方では、半世紀ぶりに11月の初雪が観測され例年より早い冬の到来となりました。今年もあともわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期です。体調管理にはお気をつけください。

今号は、登記申請や減価償却制度に関する改正事項等、トピックな改正内容を取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



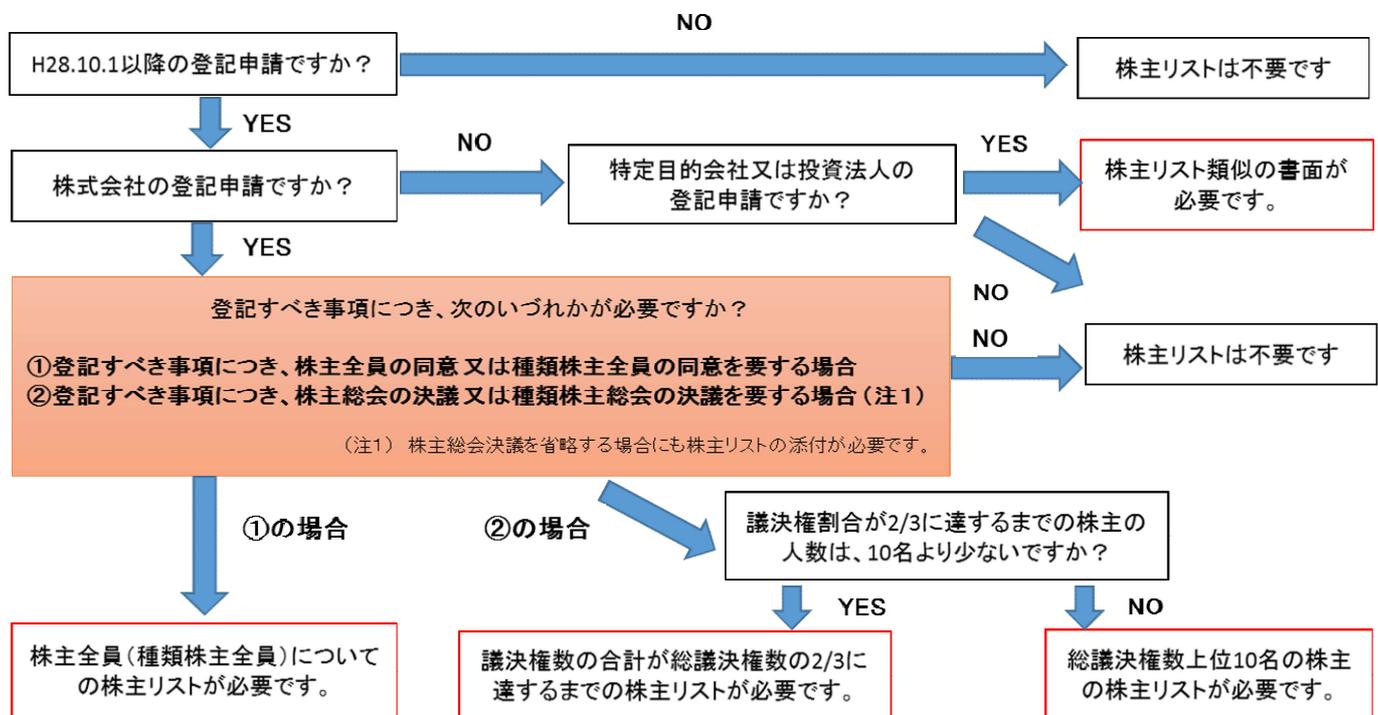
登記申請に係る留意点 ～「株主リスト」が添付書類となりました～

商業登記規則の改正により、平成28年10月1日以降の株式会社・投資法人・特定目的会社の登記申請に当たっては、一定の登記申請の際に「株主リスト」の添付が義務付けられました。適正なりリスト添付がない場合には登記申請が却下される可能性もありますので申請の際はご注意ください。

施行日は、平成28年10月1日となります。施行日前に株主総会が行われた場合でも、施行日以降に登記の申請をする場合は株主リストの添付が必要です。

【株主リストの要否 フローチャート】

< 出典：法務省HP >



減価償却に関する改正 ~ 建物附属設備及び構築物の償却方法 ~

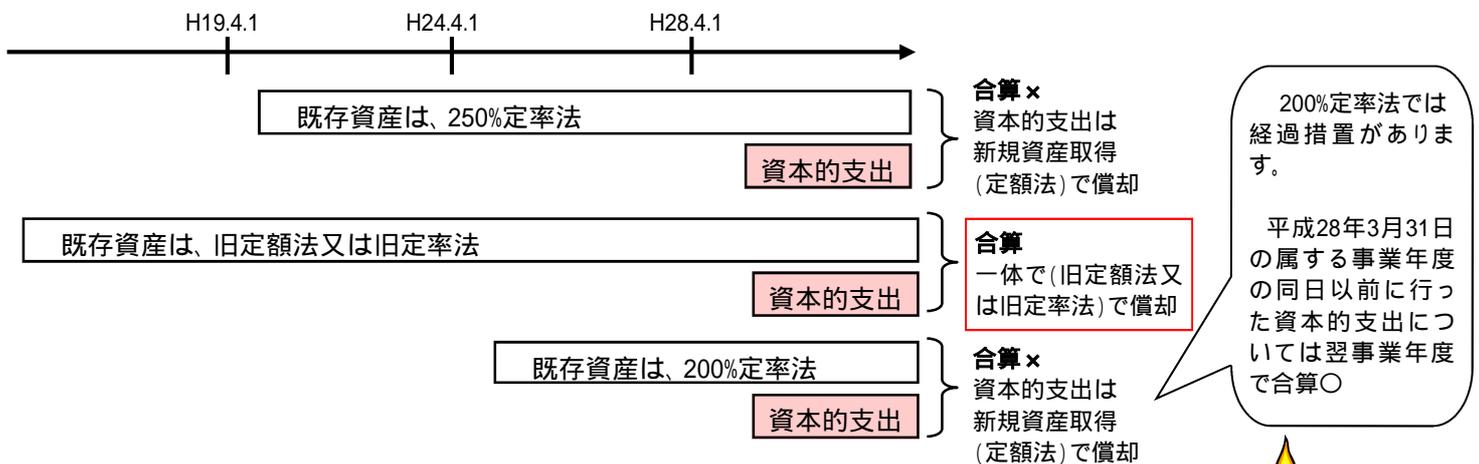
平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に取得された建物附属設備及び構築物ならびに鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備及び構築物に限る)の償却方法について、定率法が廃止されました。

< 資産の区分と償却方法 >

資産の区分	償却方法	
	改正前	改正後
建物附属設備及び構築物	定額法又は定率法	定額法
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物)	定額法、定率法又は 生産高比例法	定額法又は生産高比例法

既存の建物附属設備や構築物に対して平成28年4月1日以後に資本的支出を行う場合は、原則として新規資産の取得とみなして定額法で償却することになります。ただし、平成19年3月31日以前に取得された建物附属設備、構築物(旧定額法又は旧定率法適用)に対して、平成28年4月1日以後に行われた資本的支出については、既存資産に合算し以後一体として旧償却方法(旧定額法又は旧定率法)で償却計算をする特例の適用が認められています。

【建物附属設備・構築物に対する資本的支出の取扱い】



ホームページもご覧下さい。HPアドレスが新しくなりました！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

雇用保険の適用拡大について

現在適用除外となっている65歳以上の方も平成29年1月1日からは、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用対象となります。「高年齢被保険者」となる場合、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに「資格取得届」を提出が必要です。(「高年齢継続被保険者(注2)」を除く。) なお、保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。

(注2)65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後も雇用されている被保険者

平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の方を雇用した場合や改正日より前から65歳以上の方を雇用している場合は、「資格取得届」提出が必要です。

賞与支払届の提出をお忘れなく

賞与の支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届」を日本年金機構や健保組合に提出することになっています。賞与支給後は提出を忘れず行って下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。



税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp